



# 鳥取県公報

平成 27 年 11 月 17 日(火)  
号外第 109 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 公安規則	鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（3）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 2
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 （4）（生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

## 鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については、1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、<u>第12条第11号に規定する公道実証実験に使用されるものを除き</u>、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識を当該標識に記載された番号が見やすいようにして当該原動機付自転車等の後面に取り付けること。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第1項4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>道路において、公道実証実験（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有する自動車又は原動機付自転車を運転して、その安全性等を実証する行為をいう。）</u>をすること。</p>	<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については、1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識を当該標識に記載された番号が見やすいようにして当該原動機付自転車等の後面に取り付けること。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第1項4号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

**鳥取県公安委員会規則第4号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（昭和60年鳥取県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
略	鳥取市	略	鳥取市
<u>東富安公園の東富安テニス場</u>		<u>東富安公園のテニスコート</u>	
略	米子市	略	米子市
略		略	
<u>米子市皆生市民プール</u>		<u>鳥取県営米子屋内プール</u>	
略	倉吉市	略	倉吉市
略		略	
<u>関金総合運動公園</u>		<u>倉吉市関金町総合運動公園</u>	
<u>倉吉市関金B&amp;G海洋センター</u>		<u>倉吉市関金町B&amp;G海洋センター</u>	
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。